

富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日：令和8年6月2日（火）予定

合計31件

（内訳：条例9件、予算3件、道路3件、工事3件、人事1件、専決処分5件、報告6件、諮問1件）

【条例】

- 議案第44号 富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 富士見市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【予算】

- 議案第53号 令和8年度富士見市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和8年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和8年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【道路】

- 議案第56号 富士見市道路線の認定について
- 議案第57号 富士見市道路線の廃止について

議案第58号 富士見市道路線の変更について

【工事】

議案第59号 工事変更請負契約の締結について

議案第60号 工事変更請負契約の締結について

議案第61号 工事変更請負契約の締結について

【人事】

議案第62号 富士見市固定資産評価員の選任について

【専決処分】

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

報告第1号 令和7年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について

報告第2号 令和7年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第5号 令和7年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第6号 令和7年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

【諮問】

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

議案第44号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
議案名	富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、町名地番変更を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	<p>換地処分に伴う町名地番変更により各条例の「大字鶴馬」の記載を「鶴瀬西1丁目」に変更するとともに、地番を変更するものです。</p> <p>(1) 第1条関係 富士見市役所出張所設置条例の一部改正 「大字鶴馬2,602番地3」を「鶴瀬西1丁目1番地1」に変更するものです。</p> <p>(2) 第2条関係 富士見市立集会所条例の一部改正 「大字鶴馬2593番地」を「鶴瀬西1丁目66番地5」に変更するものです。</p> <p>(3) 第3条関係 富士見市立サンライトホール条例の一部改正 「大字鶴馬2602番地3」を「鶴瀬西1丁目1番地1」に変更するものです。</p> <p>(4) 第4条関係 富士見市立自動車駐車場条例の一部改正 「大字鶴馬2605番地7」を「鶴瀬西1丁目100番地」に変更するものです。</p> <p>(5) 第5条関係 富士見市立市民交流センター条例の一部改正 「大字鶴馬3575番地1」を「鶴瀬西1丁目44番地7」に変更するものです。</p>
施行日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第45号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	監査委員事務局
議案名	富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方自治法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市監査委員条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	地方自治法に新たな条文が追加されたことに伴い、本市条例第5条に引用している規定にずれが生じたため、条例第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものです。
施行日	令和8年9月24日

議案第46号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方税法等の一部改正等に伴い、富士見市税条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	<p>(1) 公益信託に関する法律の改正により新たな公益信託制度が創設されたことに伴い寄附金税額控除に係る規定を整備するものです。(第34条の7及び旧附則第4条の2)</p> <p>(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に伴う規定を整備するものです。(第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3)</p> <p>(3) 物価上昇分を考慮するため、固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点が改正されたことに伴い規定を整備するものです。(第63条)</p> <p>(4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の期限が撤廃され恒久化したことに伴い規定を整備するものです。(附則第6条)</p> <p>(5) 平成22年度から令和20年度までの個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限が令和25年度までに延長されたことに伴い規定を整備するものです。(附則第7条の3)</p> <p>(6) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に</p>

	<p>伴い関係規定を整備するものです。(第34条の7、附則第7条の4及び附則第9条の2)</p> <p>(7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の対象から土砂災害特別警戒区域等にある土地が除かれたことに伴い規定を整備するものです。(附則第17条の2)</p> <p>(8) その他、地方税法等の改正に伴い引用する適用条項等を整備するものです。</p>
施行日	<p>(1)、(2)、(4)、(5) 令和9年1月1日</p> <p>(3) 令和9年4月1日</p> <p>(6)、(7) 令和10年1月1日</p> <p>(8) その他条例附則に定める日</p>

議案第47号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。</p>
主な制定内容	<p>(1) 満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、第2条第6号の2として規定し、所要の改正を行うものです。</p> <p>(2) その他の文言整理を行うものです。</p>
施行日等	公布の日

議案第48号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	<p>(1) 満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>(2) 小規模保育事業所A型・B型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等を、1人に限り、保育士とみなすことができること、またその理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保することとされたため、第30条第4項、第32条第4項、第43条第4項、第46条第4項として規定し、所要の改正を行うものです。</p> <p>(3) 附則に定める小規模保育事業所A型等における満3歳以上満4歳未満の児童に対する保育士及び保育従事者の配置基準の経過措置について、当該経過措置の期限が令和10年3月31日までとされたため、改正を行うものです。</p> <p>(4) その他の文言整理を行うものです。</p>
施行日	公布の日 ただし、(3)については、令和10年4月1日

議案第49号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 子育て支援課
議案名	富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	<p>デジタル庁が開発した「自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤に基づき医療費助成のオンライン資格確認等を実施するための情報システム（Public Medical Hub：PMH）」と自治体業務システムを接続することにより、マイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となります。</p> <p>これにより、オンライン資格確認が可能な医療機関等においては、子ども医療費受給資格証の提示に代えてマイナ保険証で受給資格の確認が可能となることから、富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。</p>
主な制定内容	<p>受給者が医療費の助成を受ける場合、「受給資格証を提示しなければならない。」としているが、受給資格証に代えてマイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となることから、第6条第4項にただし書きを追加する改正をするものです。</p>
施行日等	令和9年3月1日

議案第50号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	健康福祉部 障がい福祉課
議案名	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	<p>デジタル庁が開発した「自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤に基づき医療費助成のオンライン資格確認等を実施するための情報システム（Public Medical Hub：PMH）」と自治体業務システムを接続することにより、マイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となります。</p> <p>これにより、オンライン資格確認が可能な医療機関等においては、重度心身障害者医療費受給者証の提示に代えてマイナ保険証で受給資格の確認が可能となることから、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。</p>

主な制定内容	受給者が医療費の助成を受ける場合、「受給者証を提示しなければならない。」としているが、受給者証に代えてマイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となることから、第7条にただし書きを追加する改正をするものです。
施行日	令和9年3月1日

議案第51号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 市民課
議案名	富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カード等に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード等を使用してコンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を取得することを可能とするため、富士見市印鑑条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	<p>1 コンビニ交付サービスにより印鑑登録証明書を取得することを可能とするため、次のカード等を加える改正をするものです。</p> <p>(1) 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法に規定する特定在留カード）（第16条第4項第2号）</p> <p>(2) 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特定特別永住者証明書）（第16条第4項第3号）</p> <p>2 その他文言の整理を行うものです。</p>
施行日	公布の日

議案第52号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	建設部 水道課
議案名	富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方自治法の一部改正に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	(1) 第1条関係 富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部改正 第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」へ改正するものです。 (2) 第2条関係 富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」へ改正するものです。
施行日	令和8年9月24日

議案第53号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和8年度富士見市一般会計補正予算（第1号）
要 旨	補正予算額 3億3,535万2千円 （補正後の歳入歳出予算総額 468億458万円）
主な内容 （特徴点）	今回の補正予算は、遺贈に伴うまちづくり寄附基金への積立の実施のほか、第三・第五保育所の統合整備に関する測量委託及び債務負担行為の設定などが主な内容となっています。
項目詳細	
歳入予算の補正内容	
1 国庫支出金	2億1,082万7千円
2 県出金	1,549万円
3 寄附金	8,859万4千円
4 繰入金	1,704万1千円
5 市債	340万円
歳出予算の主な補正内容	
1 まちづくり寄附基金積立事業（シティプロモーション課）	8,859万4千円
遺贈に伴い、まちづくり寄附基金への積立てを増額するための補正 遺言執行者から4月2日に申し込みがあり、4月3日に入金されたもの	
2 保育所等施設整備事業（保育課）	383万6千円
富士見市立第三・第五保育所の統合整備に係る測量を行うための補正 建設地：諏訪小学校敷地の一部を活用 令和10年4月開設予定 150人定員	
3 生活保護費支給事業（福祉政策課）	2億5,721万8千円
平成25年生活扶助基準改定にかかる最高裁判決を踏まえ、生活保護費を 追加給付するための補正 8月より追加給付予定	
4 シティゾーン整備推進事業（まちづくり推進課）	904万6千円
補償単価の上昇などにより、物件補償料等を増額するための補正 歩道拡幅工事により、歩道幅員を約1m拡幅するもの	

令和8年度一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、遺贈に伴うまちづくり寄附基金への積立の実施のほか、第三・第五保育所の統合整備に関する測量委託及び債務負担行為の設定などが主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	335,352
補正後累計額	46,804,580

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金	210,827
---------	---------

生活保護費負担金（福祉政策課）	199,916
保険基盤安定負担金（保険税支援分）（保険年金課）	2,337
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（福祉政策課）	330
地域診療情報連携推進費補助金（障がい福祉課）	8,244

イ 県支出金	15,490
--------	--------

保険基盤安定負担金（保険税軽減分）（保険年金課）	5,276
保険基盤安定負担金（保険税支援分）（保険年金課）	1,168
一般県道三芳富士見線歩道整備事業事務委託金（まちづくり推進課）	9,046

ウ 寄附金	88,594
-------	--------

まちづくり寄附金（シティプロモーション課）	88,594
-----------------------	--------

エ 繰入金	17,041
-------	--------

財政調整基金繰入金（財政課）	17,041
・補正後繰入額	1,371,068（令和8年度末基金残高見込 2,501,437）

オ 市債	3,400
------	-------

保育所施設整備事業債（財政課）	3,400
-----------------	-------

(3) 歳出の内容

ア 議会活性化事業（議会事務局）	186
------------------	-----

物価高騰等に伴い、市議会だよりに係る印刷製本費を増額するための補正

- イ 広報事業（シティプロモーション課）** **1, 297**
物価高騰等に伴い、広報富士見に係る印刷製本費を増額するための補正
- ウ 会計管理事業（会計室）** **446**
生活保護費を追加給付することに伴う振込手数料を増額するための補正
【特定財源：生活保護費負担金（国） 446】
- エ 計画行政推進事業（政策企画課）** **7, 073**
令和6年度に交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の超過交付分を返還するための補正
- オ まちづくり寄附基金積立事業（シティプロモーション課）** **88, 594**
遺贈に伴い、まちづくり寄附基金への積立てを増額するための補正
【特定財源：まちづくり寄附金 88,594】
- カ 一般事務費（保険年金課）** **△69, 028**
国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を減額するための補正
- キ 国民健康保険事業（保険年金課）** **11, 706**
子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、保険基盤安定繰出金を増額するための補正
【特定財源：保険基盤安定負担金（保険税支援分）（国） 2,337、保険基盤安定負担金（保険税軽減分）（県） 5,276、保険基盤安定負担金（保険税支援分）（県） 1,168】
- ク 一般事務費（障がい福祉課）** **6, 149**
医療費助成の資格情報がオンラインで確認できる国のPMHシステムと連携するために必要なシステム改修を行うための補正
【特定財源：地域診療情報連携推進費補助金（国） 3,074】
- ケ 一般事務費（高齢者福祉課）** **3, 015**
老人福祉センター敷地内の樹木の剪定委託費を計上するほか、介護保険特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を増額するための補正
- コ 一般事務費（子育て支援課）** **3, 718**
医療費助成の資格情報がオンラインで確認できる国のPMHシステムと連携するために必要なシステム改修を行うための補正
【特定財源：地域診療情報連携推進費補助金（国） 1,859】

- サ 保育所等施設整備事業（保育課）** **3, 836**
 富士見市立第三・第五保育所の統合整備に係る測量を行うための補正
 【特定財源：地方債 3,400】
- シ 給与費等（職員課）** **5, 082**
 生活保護費を追加給付することに伴い、職員の時間外勤務手当を増額するための補正
 【特定財源：生活保護費負担金（国） 5,082】
- ス 生活保護費支給事業（福祉政策課）** **257, 218**
 平成25年生活扶助基準改定にかかる最高裁判決を踏まえ、生活保護費を追加給付するための補正
 【特定財源：生活保護費負担金（国） 194,388 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国） 330】
- セ 未熟児養育医療給付事業（子ども未来応援センター）** **6, 622**
 医療費助成の資格情報がオンラインで確認できる国のPMHシステムと連携するために必要なシステム改修を行うための補正
 【特定財源：地域診療情報連携推進費補助金（国） 3,311】
- ソ 浸水対策事業（道路治水課）** **979**
 市道第386号線外1路線における山室排水路の設計を修正するための補正
- タ シティゾーン整備推進事業（まちづくり推進課）** **9, 046**
 補償単価の上昇などにより、物件補償料等を増額するための補正
 【特定財源：一般県道三芳富士見線歩道整備事業事務委託金（県） 9,046】
- チ 公園・緑地維持管理事業（まちづくり推進課）** **△587**
 公園作業用車両について、年度内納車ができないことに伴い、リース料を減額するための補正

3 債務負担行為の補正

・追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
富士見市立第三・第五保育所の統合整備	令和8年度から 令和9年度まで	698,500	0	628,600	0	69,900
公園作業用車両のリース	令和8年度から 令和14年度まで	8,806	0	0	0	8,806

4 地方債の補正

(1) 保育所施設整備事業債（財政課）

富士見市立第三・第五保育所の統合整備に関する測量を行うため地方債を増額補正するもの

・ (補正前) 68,100 → (補正後) 71,500 (+3,400)

議案第54号

定例議会提出予算概要

担当部課名	市民部 保険年金課	
会計種別	令和8年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	
要旨	国民健康保険税に係る子ども・子育て支援納付金課税額創設に伴い、財源内訳更正を行うものです。	
主な内容 (特徴点)		
項目詳細		
1 歳入の内容		
(1)保険税子ども・子育て支援納付金分現年課税分	57,322千円	
(2)保険基盤安定繰入金	11,706千円	
(3)一般会計繰入金	△69,028千円	

令和8年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）

1 補正予算（第1号）の概要

今回の補正予算は、国民健康保険税に係る子ども・子育て支援納付金課税額創設に伴い、財源内訳更正を行うものです。

2 歳入予算の補正

（単位 千円）

（1）歳入予算補正額（財源内訳の更正）

0

補正後累計額

9, 404, 991

（2）歳入の内容

ア 国民健康保険税

57, 322

保険税子ども・子育て支援納付金分現年課税分（普通徴収） 52,711

保険税子ども・子育て支援納付金分現年課税分（特別徴収） 4,611

イ 繰入金

△57, 322

保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 7,033

保険基盤安定繰入金（保険税支援分） 4,673

一般会計繰入金 △69,028

議案第55号

定例議会提出予算概要

担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課	
会計種別	令和8年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
要 旨	歳入歳出とも2,240千円を追加し、予算総額を91億9,408万円とするものです。	
主な内容 （特徴点）	介護保険法施行規則等の改正に伴うシステム改修費の増額補正	
項 目 詳 細		
1 歳入		
(1)繰入金	2,240千円	
2 歳出		
(1)総務費	2,240千円	

令和8年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 補正予算(第1号)の概要

今回の補正予算は、介護保険法施行規則等の改正に伴うシステム改修費用に不足が生じたことに伴う補正が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

2, 240

補正後累計額

9, 194, 080

(2) 歳入の内容

ア 繰入金

2, 240

一般事務費繰入金 2,240

(3) 歳出の内容

ア 総務費

2, 240

システム改修委託 2,240

議案第56号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の認定について
内容	富士見上南畑地区産業団地整備事業の完了に伴い、市道第5140号線及び市道第3530号線を市道として認定するものです。

議案第57号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の廃止について
内容	富士見上南畑地区産業団地整備事業の完了に伴い、市道第1405号線を廃止するものです。

議案第58号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の変更について
内容	富士見上南畑地区産業団地整備事業の完了に伴い、市道第72号線、市道第445号線及び市道第3266号線を路線変更するものです。

議案第59号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	協働推進部 文化・スポーツ振興課
議案名	工事変更請負契約の締結について
工事名	富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修建築工事
概要	令和7年10月1日に契約を締結した「富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修建築工事」について、労務単価及び物価上昇に伴い、契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定により、請負金額の増額変更を行うものです。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工場所 富士見市大字鶴馬地内 ・履行期限 令和9年6月30日 ・請負金額 554,389,000円 ・変更請負金額 579,762,293円 ・請負業者 富士見市鶴馬三丁目33番9号鶴馬マンション201号 斎藤工業株式会社埼玉西営業所 所長 鈴木 純

議案第60号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	協働推進部 文化・スポーツ振興課
議案名	工事変更請負契約の締結について
工事名	富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修電気設備工事
概要	令和7年10月1日に契約を締結した「富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修電気設備工事」について、労務単価及び物価上昇に伴い、契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定により、請負金額の増額変更を行うものです。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施 工 場 所 富士見市大字鶴馬地内 ・履 行 期 限 令和9年6月30日 ・請 負 金 額 250,267,600円 ・変更請負金額 272,862,949円 ・請 負 業 者 さいたま市北区日進町三丁目37番地1 株式会社八洲電業社 代表取締役 吉村 光司
-----	---

議案第61号

定 例 議 会 提 出 議 案 要 旨

担 当 部 課 名	協働推進部 文化・スポーツ振興課
議 案 名	工事変更請負契約の締結について
工 事 名	富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修機械設備工事
概 要	令和7年10月1日に契約を締結した「富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修機械設備工事」について、労務単価及び物価上昇に伴い、契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定により、請負金額の増額変更を行うものです。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施 工 場 所 富士見市大字鶴馬地内 ・履 行 期 限 令和9年6月30日 ・請 負 金 額 276,620,080円 ・変更請負金額 290,716,177円 ・請 負 業 者 さいたま市北区東大成町二丁目376番地2 株式会社茂田工業所 代表取締役 茂田 直美

議案第62号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市固定資産評価員の選任について
内容	富士見市固定資産評価員に土屋邦和氏を選任することについて同意を得るものです。

議案第63号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い規定を整備したもの (2) 軽自動車税グリーン化特例が令和10年3月31日まで延長されたことに伴い規定を整備したもの (3) 個人市民税において、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とする規定を整備したもの (4) 平成20年度から平成28年度までの個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の終了に伴い規定を削除したもの (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税特例の適用期限の延長に伴い規定を整備したもの (6) バリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に対して課する固定資産税の減額に係るわがまち特例の新設及び再生可能エネルギー発電設備に係る割合の拡充に伴い規定を整備したもの (7) 固定資産税の減額の対象となるバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に係る対象家屋の拡充に伴い規定を整備したもの (8) 令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用に伴う所要の整備をしたもの (9) 令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用の延長

	<p>に係る改正に伴い規定を整備したもの</p> <p>(10) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例が延長されたことに伴い規定を整備したもの</p> <p>(11) その他、地方税法の改正に伴い引用する適用条項等を整備したもの</p>
施行日	令和8年4月1日

議案第64号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
主な改正点	<p>(1) バリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に対して課する都市計画税の減額に係るわがまち特例の新設に伴い規定を整備したもの</p> <p>(2) 都市計画税の減額の対象となるバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に係る対象家屋の拡充に伴い規定を整備したもの</p> <p>(3) その他、地方税法の改正に伴い引用する適用条項等を整備したもの</p>
施行日	令和8年4月1日

議案第65号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 保険年金課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
要旨	子ども・子育て支援金制度の創設により、地方税法の一部が改正され、また、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
主な改正点	<p>1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る改正をしたものです。</p> <p>(1) 国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金課税額の項目を新たに規定(第2条第1項第4号)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金課税額の算出方法及び課税限度額(3万円)を新たに規定(第2条第5項)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額(0.29%)、被保険者均等割額(1人1,773円)及び18歳以上被保険者均等割額(1人125円)を新たに規定(第7条の3、第7条の4及び第7条の5)</p> <p>(4) 低所得世帯に係る軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から減額する額を新たに規定(第19条第1項)</p> <p>(5) 未就学児に係る軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を新たに規定(第19条第2項第3号)</p> <p>(6) 出産被保険者に係る軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から減額する額を新たに規定(第19条第3項第7号、第8号及び第9号)</p> <p>(7) 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の全額軽減について、新たに規定(第19条第4項)</p> <p>2 軽減判定基準における被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額の改正をしたものです(第19条第1項第2号及び第3号)。</p> <p>(1) 5割軽減 305,000円 → 31万円</p> <p>(2) 2割軽減 56万円 → 57万円</p> <p>3 その他 文言整理等をしたものです。</p>

施行日	令和8年4月1日
-----	----------

議案第66号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	政策財務部 財政課
議案名	専決処分の承認を求めることについて
会計種別	令和7年度富士見市一般会計補正予算（第9号）
要旨	繰越明許額 1,372万2,000円
主な内容 （特徴点）	令和7年度内の完了が困難となった自治体情報システム標準化・共通化に係る一部業務について、繰越明許費を設定するものです。
項目詳細	
<u>繰越明許費の補正</u>	
1 電子計算組織運営事業（ICT推進課）	1,372万2,000円
自治体情報システム標準化・共通化に係る一部業務について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの	

令和7年度一般会計補正予算（第9号）

1 補正予算（第9号）の概要

今回の補正予算は、年度内の完了が困難となった自治体情報システム標準化・共通化に係る一部業務について、繰越明許費を設定するものです。

（単位 千円）

2 繰越明許費

（1）電子計算組織運営事業

13,722

自治体情報システム標準化・共通化に係る一部業務について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの

○基幹系システムサービス提供業務委託

予 算 額 295,686,000円

当初契約額 295,276,300円



令和7年度完了分 281,554,757円

令和8年度繰越分 13,721,543円

議案第67号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	都市整備部 まちづくり推進課
議案名	専決処分の承認を求めることについて
要旨	損害賠償の額を定める調停について、令和8年4月28日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。
内容	<ul style="list-style-type: none">・概要 市が管理する運動公園の管理用通路（富士見市南畑新田865番地先の荒川右岸の河川敷地坂道）を申立人が自転車で走行中、市が一般車両（自転車を除く。）の進入を禁止するために設置したチェーンに引っ掛かり、転倒、負傷し、並びに自転車及び着衣を損壊したもの。・損害賠償額 150万1,566円

報告第1号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和7年度富士見市一般会計継続費繰越計算書
要旨	令和7年度富士見市一般会計予算に係る継続費を繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。
主な内容 (特徴点)	令和8年度に逡次繰越した事業は5事業、繰越額は2億970万8,990円です。 1 市民文化会館維持管理事業 1億9,161万1,000円 2 生涯スポーツ推進事業 114万4,000円 3 新庁舎整備事業 1,577万9,880円 4 高齢者保健福祉計画推進事業 110円 5 自立支援給付事業 117万4,000円

報告第2号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和7年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和7年度富士見市一般会計予算に係る繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主 な 内 容 (特 徴 点)	令和8年度に繰越した事業は10事業、繰越額は24億4,931万1,812円です。	
	1	暮らし応援給付金支給事業 7億2,289万9,332円
	2	電子計算組織運営事業 1,372万1,543円
	3	居住関係公証事務事業 660万円
	4	物価高対応子育て応援手当支給事業 896万3,347円
	5	商工業推進事業 116万1,000円
	6	道路修繕事業 2,856万円
	7	幹線道路整備事業 3,971万1,870円
	8	生活道路整備事業 3,817万6,470円
	9	浸水対策事業 1,793万2,250円
	10	学校施設整備事業 15億7,158万6,000円

報告第3号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書
要 旨	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算に係る繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主 な 内 容 (特徴点)	令和8年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅西口土地区画整理事業 4,644,000円
------------------	--

報告第4号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会 計 種 別	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書
要 旨	令和7年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算に係る繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和8年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 80,925,000円

報告第5号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担当部課名	建設部 水道課
会 計 種 別	令和7年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書
要 旨	令和7年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告するものです。

主 な 内 容 (特徴点)	老朽管更新事業費の工事2件、委託1件、配水管改良費の工事1件について、令和8年度へ繰越しするものです。	
	1 老朽管更新事業費	231,595,000円
	(1) 南畑橋水管橋耐震補強工事	
	(2) 江川水管橋塗装工事	
	(3) 南畑橋水管橋下部橋台耐震診断調査業務委託	
	2 配水管改良費	26,876,000円
	(4) 舗装本復旧 (R27外) 工事	

報告第6号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担 当 部 課 名	建設部 下水道課	
会 計 種 別	令和7年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書	
要 旨	令和7年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告するものです。	
主 な 内 容 (特徴点)	公共下水道建設事業の委託1件、工事5件、特定環境保全公共下水道建設事業の工事1件について、令和8年度へ繰越しするものです。	
	1 公共下水道建設事業	191,152,000円
	(1) 水谷東ポンプ場更新工事監理業務委託	
	(2) 管渠修繕工事 (その1)	
	(3) 管渠修繕工事 (その2)	
	(4) 管渠更生工事	
	(5) 水谷東ポンプ場更新工事 (土木・機械設備工事)	
	(6) 水谷東ポンプ場更新工事 (機械・電気設備工事)	
	2 特定環境保全公共下水道建設事業	85,000,000円
	(7) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事	

諮問第2号**定例議会提出案件要旨**

担当部課名	協働推進部 人権・市民相談課
案件名	人権擁護委員の推薦について
内容	人権擁護委員の井上恭子氏の任期が令和8年9月30日で満了となるため、再び同氏を推薦することについて意見を求めるものです。